第２　設計と法制度

１　設計の意義

(1)　設計の実質的意味合い

建築の設計とは、おおよそ、「建築主の要求に対し、創造性を発揮しつつある一定の解を出すこと」（拙著「建築工事の瑕疵責任入門」24頁（大成出版社、2000年））といえ、図面等は、設計者の最終構想の表現手段と考えられます。

こうした設計の内容をもう少し分析して見ると、「建築主の要求」「設計条件の確定」および「設計解」の三要素から成り立っているといえます。

とくに「建築主の要求」は、設計の前提となる最も大切な事項ですから、設計者は、建築主の要求をできるだけ正確に把握する必要があります。

(2)　建築士法上の定義

建築士法は、「設計」とは、「その者の責任において設計図書を作成すること」とし（建士２⑤）、また設計者とは、「その者の責任において、設計図書を作成した者をいい……構造設計１級建築士……又は設備設計１級建築士……を含むものとする」（12月改正建基２十七）だけで、設計の実質的意味内容については触れていません。しかし、「設計図書」とは、「建築物の建築工事の実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書」（12月改正建士２⑤）、または「建築物、その敷地又は第88条第１項から第３項までに規定する工作物に関する工事用の図面（現寸図その他これに類するものを除く。）

及び仕様書」（建基2十二）を意味しますので、建築士法上も、これから実際に建築しようとする建築物の内容（それは、通常、建築主の要求に基づく設計者の構想である）を表現する手段としての設計図書を作成する作業を設計とし、その作業を行う者を設計者と定義しているといえ、実質的には冒頭の定義と同じ内容といってよいでしょう。

(3)　設計の重要性

建築物は、居住者や利用者に対してだけでなく、周辺地域に対しても、安全性をはじめとし、国民の住環境に大きな影響を与える存在です。したがって、良質な建築物を生産する必要がありますが、そのためには、何より建築生産の川上に位置する設計の質の確保が重要です。また、施工は設計どおりに行うことが基本であるため、施工では設計で予定する以上の品質を作り出すことはできません。「建築物の品質は、設計で作り込め」といわれることがありますが、このようなことを指していると思われます。したがって、設計者の能力や設計の内容が国民生活にとって大きな影響を与えることになりますが、このことは、近時の耐震偽装事件からも明らかです。

2　設計に関する法制度

(1)　設計者の資格

建築設計は、すでに述べたように、建築物の安全性等を確保するために重要かつ不可欠な作業ですが、その作業は、極めて技術的、それも専門的かつ高度な技術を要する作業であるため、少なくとも一定水準以上の技術的能力を有している必要が

あります。

そこで、建築士法は、設計者の技術的能力に関し、建築士制度を採用し、原則として、一定の試験に合格した「建築士」（建士4）でなければ設計してはならないと定めています（建士3～3の3）。

建築士には、「1級建築士」、「2級建築士」および「木造建築士」があり（建士2①など）、それぞれの資格に応じて、設計できる建物の種類、規模、構造等が異なるという3段階構造になっています。

すなわち、1級建築士は「国土交通大臣の免許を受け、1級建築士の名称を用いて、建築物に関し、設計、工事監理その他の業務を行う者」をいい（12月改正建士2②）、原則としてあらゆる建物の設計が可能です。2級建築士は、「都道府県知事の免許を受け、2級建築士の名称を用いて、建築物に関し、設計、工事監理その他の業務を行う者」をいい（12月改正建士2③）、面積、階数等設計できる対象建物の範囲が限定されています（建士3条の2）。また木造建築士は、「都道府県知事の免許を受け、木造建築士の名称を用いて、木造の建築物に関し、設計、工事監理その他の業務を行う者」をいい（12月改正建士2④）、一定の木造だけを対象としています。

さらに、平成18年12月（平成18年法律114号）の改正で、「構造設計1級建築士」と「設備設計1級建築士」の資格が新たに定められました（12月改正建士10の2など）。

(2)　設計内容の規制

設計内容については、様々な法令や条例等において規制がなされていますが、このうち最も代表的な規制法である建築基準法は、用途地域内の制限、建ぺい率の制限、容積率制限、高さ

制限等いわゆる集団規定と建築物自体の構造上の制限、防災上の制限等いわゆる単体規定を定めています。

(3)　設計内容の適法性を担保する制度

建築士は、設計を行う場合、設計に係る建築物が法令または条例の定める建築物に関する基準に適合させる義務を負っています（改正建士18①）。

しかし、建築士といえども、故意は問題外として、過失（不注意）はあり得ます。したがって、設計の意義の重要性を考えると、設計者に課せられた義務が確実に履行されることを担保する別の制度が必要と考えられます。この点、法が最も中核においているものは「建築確認制度」です。

すなわち、建築主（発注者）は、計画する建物の設計内容が建築基準法をはじめとする「建築基準関係規定」に適合していることについて建築確認を申請し、その確認を受けた後でなければ工事をしてはならない（改正建基6など）とする制度です。

ここにいう「建築基準関係規定」とは、「この法律〔建築基準法〕並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるもの」（建基6①）をいいます。また、政令の定めとしては、建築基準法施行令9条があり、そこでは、消防法、屋外広告物法、港湾法、高圧ガス保安法、ガス事業法、駐車場法、水道法、下水道法、宅地造成等規制法、都市計画法等16種類の法律が示されていますが、それら法律の全ての条項ではなく、ある特定の条項のみが対象になっています。

もっとも、建築確認は、建築基準関係規定という限定された

法への適合性のみであって、その他の法令等への適合性の確認ではありませんし、また当然建築主の要求への適合性でもありません。では、設計内容に関して、建築基準関係規定以外の法への適合性や建築主の要求への適合性は、どこで担保されているのかといえば、基本的に建築士である設計者の責任において実施するという建前を採用していることに注意する必要があります。つまり、先に述べた設計の法適合性を定める平成18年6月（平成18年法律92号）の改正建築士法18条1項でいう「法令または条例の定める建築物に関する基準」は、建築基準関係規定を含み、かつそれ以外にも設計に係る建築物の敷地、構造および建築設備に関する法律、命令、条例全てが対象になっていると考えられる（日本建築士会連合会編「建築士法の解説」146頁（日本建築士会連合会、1995））ため、設計者としての法適合義務は、建築基準関係規定にとどまりません。

こうしたことからもわかるように、法は、設計者としての建築士に大きな信頼を置いているといってもよいでしょう。

しかし、残念ながら、近時の耐震偽装事件によって、こうした建築士への信頼は失墜しました。そのため、平成18年12月の建築士法の改正では、罰則の強化にとどまらず、「構造設計1級建築士」または「設備設計1級建築士」が一定の建築物（構造設計の場合は、たとえば高さ20mを超える鉄筋コンクリート造の建築物など、設備設計の場合は、階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物）の構造設計または設備設計を行った場合、構造設計図書または設備設計図書に構造設計1級建築士または設備設計1級建築士である旨を表示し、これらの資格を有しない1級建築士がこれらの建築物の構造設計または

設備設計を行う場合には、構造設計1級建築士や設備設計1級建築士の確認を必要とする制度（12月改正建士20の2、20の3など）や平成18年6月の建築基準法の改正で構造計算適合性判定制度の導入（改正建基6⑤など）など様々な対策を講じています。

もっとも、こうした法改正は、すでに述べたように、建築士に対する信頼が失われつつあることの証しでもあり、建築士はこの事実を直視する必要があると思います。

裁判例1

確認申請の際に提出された構造計算書が法令に違反している場合、それを作成した建築士に義務違反が認められた事例

（東京高判平14・3・19判例マスタ）

事　案

Xは、本件土地に本件建物を建築することを計画し、建築士でもあるYに設計および施工を依頼する予定のもとに、Yとの間で設計および見積りについての交渉を重ねていた。

Yは、本件建物建築計画の内容が固まった段階で、A会社所属の1級建築士に設計図書を含む建築確認申請書一式を作成させ、同建築士名義で建築確認申請をし、建築確認を受けた。この段階では、Yが施工者になることが予定されていたが、その後、Xは、Yに対し、今回建築を見合わせる旨を連絡したため、Yは、Xの建築計画は立ち消えになったものと理解していた。また、XからYに対し、設計料30万円の提供があったが、Yは、工事をやらなければ受け取れないとして、その受領を拒否していた。

その後、Xは、Xを注文者、C会社を請負者とする本件建物についての建築請負契約を締結した。この契約における請負代金の中には設計料100万円が含まれていた。

C会社は、既に取得していた建築確認を利用して本件建物の建築工事を実施したが、近隣から違反建築ではないかとの通報があり、

Ｂ市による現場調査が行われた。Ｂ市は、工事建物と建築確認との相違点を指摘し、工事の中止を命じ、是正を勧告した。Ｙは、ＸがＹの作成した建築確認申請書を利用して工事をしていることを知り、設計料136万5,000円（工事費の３％）を請求し、Ｘは30万円を支払った。

Ｘは、Ｂ市からの是正勧告を受け、本件建物の設計の一部変更を計画し、本件設計図書の検討を１級建築士Ｄに依頼した。その結果、本件設計図書にはその構造計算に建築基準法その他の関連法令に定める構造計算に合致しない初歩的・基本的な重大な瑕疵（仮定荷重・柱の軸方向力・地震力・応力・断面・基礎設計・２次設計・構造図等における構造計算・算定上の誤り、相違点）があり、本件設計図書に基づき本件建物が完成したとしても、地震等により倒壊の可能性があることが判明した。

ＸとＢ市は、正しい構造計算書の作成提出、補強方法および本件建築確認をしたＢ市の責任を巡って折衝を続けたが、結論が出ず、本件建物建築工事は中断されたままとなったが、ＸとＢ市との間で、Ｂ市が、本件設計図書における構造計算の瑕疵を回避するための構造補強工事等の追加実施を条件に本件建物の一部変更および本件建物建築工事続行を認め、Ｘの被った損害の一部をＸに支払うことを内容とする調停が成立したため、Ｘは、そのころから本件建物建築工事を再開し、本件建物は完成した。完成後、ＸはＹに対し、債務不履行に基づき、約650万円の損害賠償の支払を求めた。

Ｈ５	Ｘは、本件土地に本件建物を建築することを計画し、Ｙに設計および施工を依頼する予定のもとに、Ｙとの間で設計および見積りについての交渉を重ねていた。

Ｈ５．８．26	Ｙは、本件建物建築計画の内容が固まった段階で、Ａ会社所属の１級建築士に設計図書を含む建築確認申請書一式を作成させ、同建築士名義で建築確認申請を行う。
Ｈ５．８．30	この交渉におけるＹ側の担当者を解雇。
Ｈ５．10．12	建築確認を受ける。
Ｈ６．１初め	Ｘは、Ｙに対し、今回建築を見合わせる旨を連絡したため、Ｙは、Ｘの建築計画は立ち消えになったものと理解していた。
Ｈ６．１末	ＸからＹに対し、設計料30万円の提供があったが、Ｙは、工事をやらなければ受け取れないとして、その受領を拒否していた。
Ｈ６．６．７	Ｘは、Ｘを注文者、Ｃ会社を請負者とする本件建物についての建築請負契約を締結した。この契約における請負代金の中には設計料100万円が含まれていた。
Ｈ６．８．16	近隣からの通報により、Ｂ市による現場調査が行われた。Ｂ市は、工事建物と建築確認との相違点を指摘し、工事の中止を命じ、是正を勧告した。
Ｈ６．９．28	Ｙは、ＸがＹの作成した建築確認申請書を利用して工事をしていることを知り、設計料136万5,000円（工事費の３％）の請求をし、Ｘは30万円を支払った。
	Ｘは、Ｂ市からの是正勧告を受け、本件建物の設計の一部変更を計画し、本件設計図書の検討を１級建

	築士に依頼した。その結果、本件設計図書にはその構造計算に建築基準法その他の関連法令に定める構造計算に合致しない初歩的・基本的な重大な瑕疵（仮定荷重・柱の軸方向力・地震力・応力・断面・基礎設計・２次設計・構造図等における構造計算・算定上の誤り、相違点）があり、本件設計図書に基づき本件建物が完成したとしても、地震等により倒壊の可能性があることが判明した。
	ＸとＢ市は、正しい構造計算書の作成提出、補強方法および本件建築確認をしたＢ市の責任を巡って折衝を続けたが、結論が出ず、本件建物建築工事は中断されたままとなった。
Ｈ６.10.30	Ｘは、Ｂ市およびＹらを相手方として簡易裁判所に民事調停を申し立てた。
H11. 3	ＸとＢ市との間で、Ｂ市が、本件設計図書における構造計算の瑕疵を回避するための構造補強工事等の追加実施を条件に本件建物の一部変更および本件建物建築工事続行を認め、Ｘの被った損害の一部をＸに支払うことを内容とする調停が成立した。
	本件建物建築工事を再開。
H11. 5 末	本件建物完成。

裁判所の判断

「……前記……の事実経過によれば、ＸとＹの間において本件建築確認申請の前の段階で成立していた本件建物の建築設計及び建築

確認申請をＸがＹに委託する旨の合意（本件委託契約）は、本件建物建築工事についてＸを注文者、Ｙを請負人とする請負契約が締結されることを前提とするものであったため、ＸがＹに施工を依頼しないことを表明した平成６年１月以降、その効力の帰趨（Ｘは設計料支払義務を負い、本件設計図書及び本件建築確認申請を利用できることとなるのか、Ｘは設計料支払義務を負わず、本件設計図書及び本件建築確認申請を利用できないこととなるのか）が不明な状態になっていたところ、ＹがＸに対して本件建築確認申請書類一式の返還を求めず、本件建築確認申請の取り下げもしないでいた間に、Ｘが本件建築確認申請を利用して他の業者に本件建物の建築を施工させ、これに対応してＹが……設計料136万5,000円（工事費の３％）の支払をＸに請求したことにより、本件委託契約は本件建物建築工事請負契約とは別個独立に効力を有するものとして確定することとなったと認めるのが相当である。

Ｙは、Ｙによる本件建築確認申請書類一式の作成等は建築請負工事契約締結のための前提行為・準備行為・サービス行為に過ぎず、本件委託契約は成立していない旨、また、抗弁として、本件委託契約はＸとＹの間に建築請負工事契約が成立することを停止条件とするものである旨主張するが、当裁判所の判断は前記のとおりであり、この点についてのＹの主張は採用することができない。

したがって、本件委託契約に基づき、Ｙは、Ｘに対し、本件建物の建築確認申請に当たり建築基準法その他の法令に適合する構造計算書を作成提出すべき義務を負うものと認められ、前記……の事実によれば、Ｙにはこの義務を怠った債務不履行があるといわざるをえない。」

解　説

この裁判例は、確認申請をするに当たって建築基準法などの法令に適合する構造計算書を作成提出すべき義務をＹに認め、この義務を怠った債務不履行責任を認めています。設計者には、「設計を行う場合においては、設計に係る建築物が法令又は条例の定める建築物に関する基準に適合するようにしなければならない」（改正建士18①）義務があるため、Ｙがこうした義務に違反した構造計算書を作成している以上、設計契約が有効に成立している場合には、当然の結論といえます。

なお、本件では、設計契約自体の有効性も問題になりました。すなわち、当初ＸとＹが締結したと思われる設計契約は、あくまで建築工事を請け負うことが前提となってはいますが、この前提となっているという意味について、設計契約は建築工事請負契約が成立して初めて成立するものと考えれば、建築工事請負契約が成立しない以上、設計契約は無効とも考えられます。もしそうであれば、契約上の義務はないことにもなり得るケースといえます。

しかし、裁判所は、建築工事を依頼しないことがはっきりした後、①ＹがＸに対して、建築確認申請書類一式の返還を求めず、確認申請の取下げもしないでいたこと、②その間に、Ｘが他の業者に工事をさせたこと、③それに対応してＹが設計料の支払をＸに請求したことを理由に、設計契約は、工事請負契約と別個独立の効力をもつものとして確定したと認定しています。

この点については、当初から契約で、工事を請け負わない場合の設計業務の取扱いを定めておけば、問題はなかったと思われます。